

個人情報保護法の課題と改正の背景

英知法律事務所
弁護士 森 亮二



目次

- 個人識別性とは
- 個人情報保護法とプライバシー侵害
- 匿名情報(個人識別性のない情報)によるプライバシー侵害
- 個人情報保護法の課題と法改正の動き

個人識別性とは何か

生徒：

基本中の基本ですよ。いまさら何が？

先生：

法改正も結局は、個人識別性を巡る議論になっています。個人識別性がすべての鍵です。

「個人識別性」とは何か

- 「個人識別性」がなければ、個人情報保護法上の個人情報ではない。



- 個人情報保護法の適用はないため、同法の違反にはなりようがない。



- 「個人識別性」はどのように判断されるのか？



- 同じ個人情報でも、Aから見れば識別性があるが、Bから見れば識別性がないような場合をどう考えるか。

「個人識別性」とは何か

Q: 同じ個人情報でも、Aから見れば個人識別性があるが、Bから見れば個人識別性がないような場合をどう考えるか。



A: 個人識別性は、相対的に判断される。



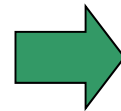
つまり、同じ情報でも、Aにおいては個人情報だがBにおいては個人情報でない、ということがあり得る。

例: ①プロバイダを変更 → ②利用者登録(氏名・住所等) →
③メールアドレス「q2w3e4r5@provider.ne.jp」をもらう →
④このメールアドレスは個人情報?

「個人識別性」とは何か

たとえば、企業Aが自社の顧客データを「匿名化」して、企業Bに提供しようとする場合…

氏名	森野亮二郎
会社	●×商事
趣味	国内旅行、自転車
性別	男性
生年月日	1970年9月1日



ID	012345
職種	商社
趣味	国内旅行、自転車
性別	男性
年齢	40歳台

オリジナル

提供用

「個人識別性」とは何か

氏名	森野亮二郎
会社	●×商事
趣味	国内旅行、自転車
性別	男性
生年月日	1970年1月1日

ID	012345
職種	商社
趣味	国内旅行、自転車
性別	男性
年齢	40歳台






対応テーブル	
甲野一郎	12341
乙野次郎	12342
丙野三郎	12343
丁野四郎	12344
森野亮二郎	12345

これなら誰の情報か分からない！個人情報保護法の心配なし？

企業A



「個人識別性」とは何か

- これはダメ。個人識別性は、A社目線で判断するから。

- 提供先の個人識別性しか考えなかった鉄道会社は、ルール違反と言われても仕方ない…

- しかし、提供先基準説は、「提供先で個人識別性がない以上、権利侵害は起こらない」と主張する。

- 現行法上はルール違反であったけれども、法改正まで視野に入れば、提供先基準でもいいのか？

- 個人識別性がない情報による権利侵害＝プライバシー侵害について検討する必要あり。

- しかし、たいへん不幸なことに、個人情報保護法は、プライバシーを守る法律になっていない。

個人情報保護法とプライバシー侵害

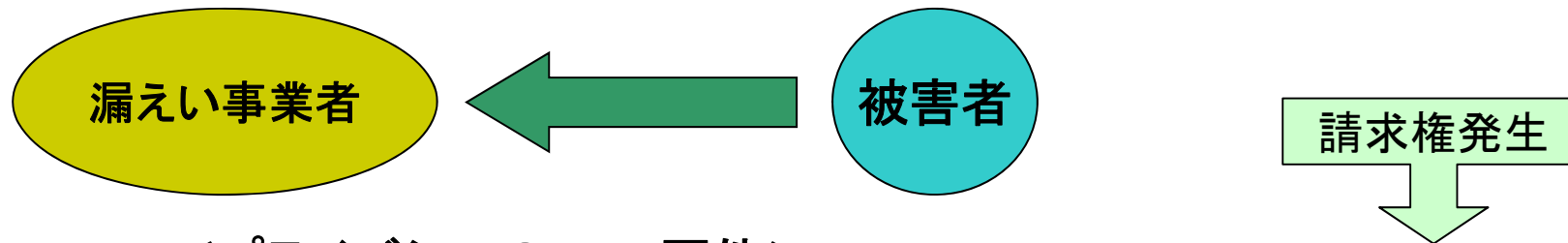
生徒:

ええっ！個人情報保護法は、プライバシーを保護法益とする法律ではないのですか？

先生:


必ずしもそうではないようです。第1条に「個人の権利利益の保護」とは書いているのですが..

プライバシー侵害



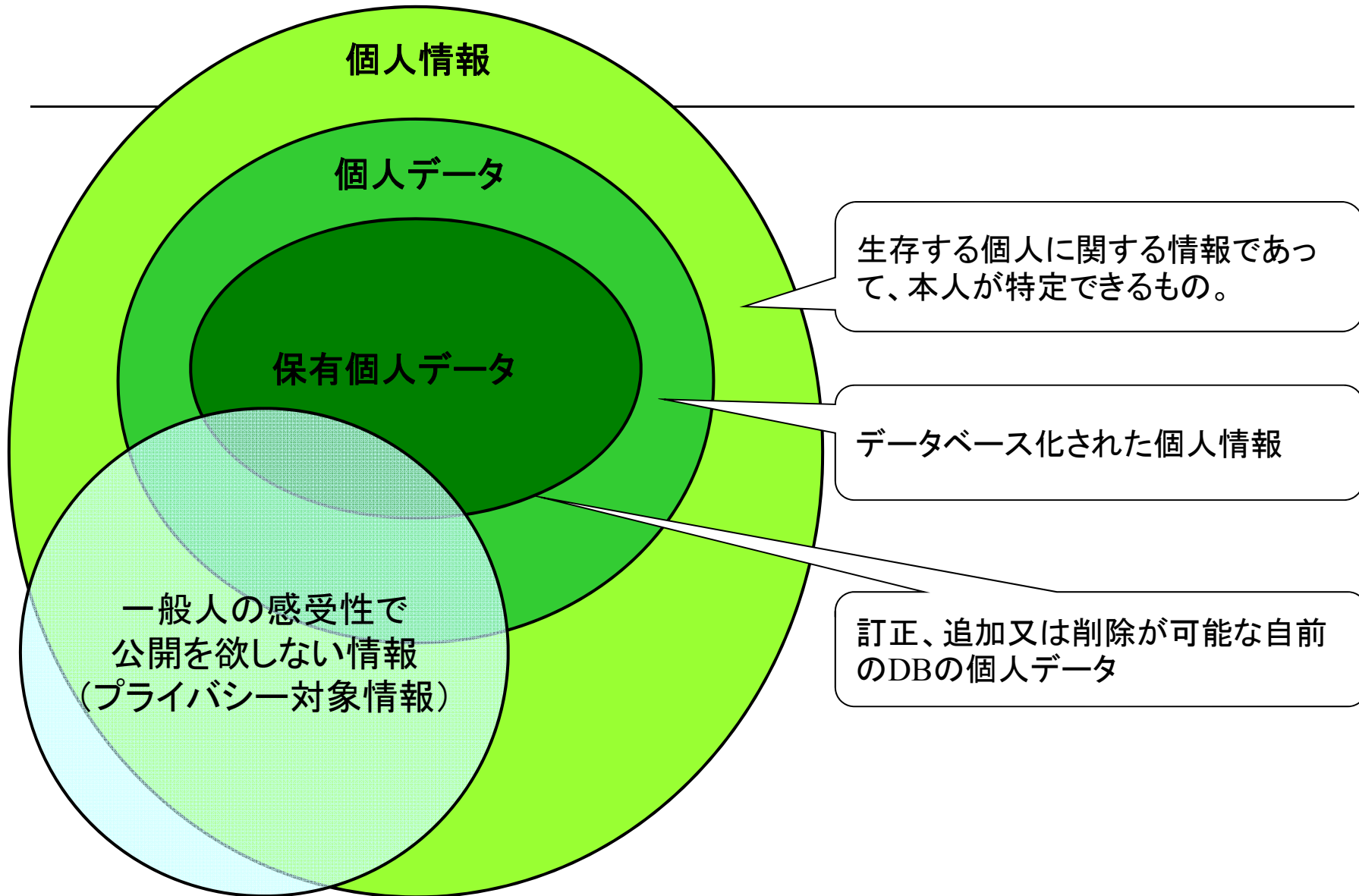
<プライバシーの1or3要件>

- ①公表された事柄が**私生活上の事実**または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること(私事性)、
- ②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合**公開を欲しないであろうと認められる事柄**であること、
- ③一般の人に未だ知られていない事柄であること(**非公知性**)
- ④公開によって当該私人が実際に不快、不安を覚えたこと

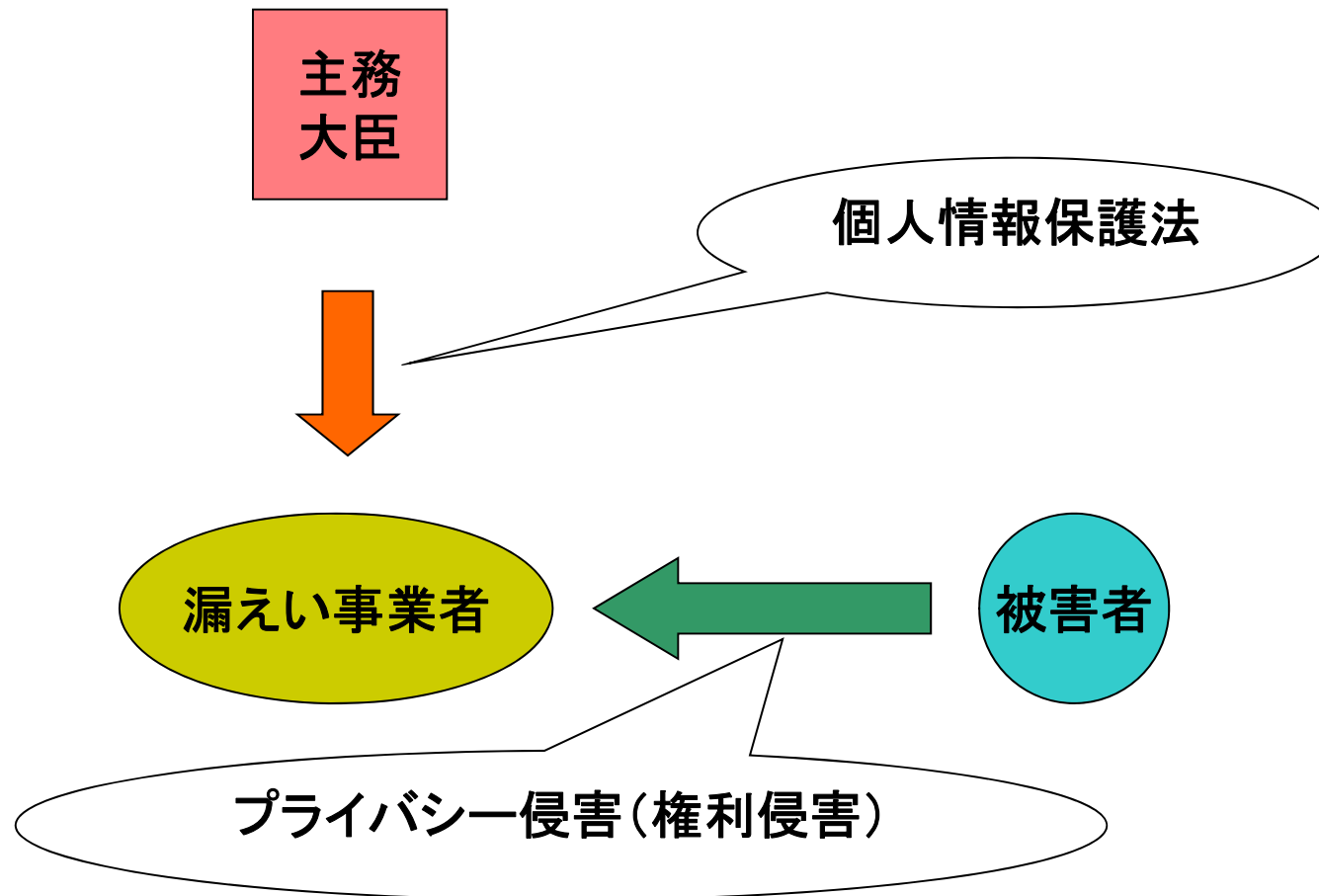
 不法行為に基づく損害賠償請求 (民法709条)

 差止請求 (条文なし)

プライバシーと個人情報



個人情報保護法違反とプライバシー侵害



匿名情報によるプライバシー侵害

先生:

ただ改正法は、「プライバシーを守る個人情報保護法」を目指しています。

生徒:

それは分かりましたが、そもそも個人識別性とプライバシー侵害の関係はどのようなものですか？これまでそちらのお話しはありませんでした。

プライバシー侵害に「識別性」は必要？

- 「個人識別性のない情報を利用する限り、プライバシー侵害は生じない」と考えていいか？



- もし、そうなら、パーソナルデータ利活用の範囲の境界線ははっきりする(？)

裁判例⇒個人識別性必要①

- ◆ 防衛庁文書開示請求者リスト事件
(新潟地判平成18年5月11日)

防衛庁に対して行政文書開示請求を行った者のリストを防衛庁職員が作成して防衛庁内に配布した事案

判決

- リストの作成等により原告のプライバシーが侵害されたというためには、そのリストに記載された原告に関する個人情報が必要である。
- 個人識別性なし。したがってプライバシー侵害もなし。

- ◆ 共同通信社北朝鮮スパイ報道事件
(東京地判平成6年4月12日)

名誉毀損との関係で詳細に個人識別性の要否を検討して、名誉毀損が成立するために必要な識別性の基準を示す。しかしプライバシーについては特に検討することなく↓

判決

「記事1については、匿名性が認められる以上、名誉毀損のみならず、プライバシーの侵害についても、成立する余地がない」

裁判例⇒個人識別性必要②

◆ 政党機関紙購読アンケート事件(横浜地裁川崎支部判決平成21年1月27日)

市議が市の職員に対して政党機関紙の購入を勧誘しているのではないかが問題に。そこで市が職員に対して、関連するアンケートを実施。アンケート実施自体がプライバシーの侵害であるとして市が提訴された。

判決

- 2つのアンケート回収方法のいずれによるとしても回答者の特定は困難。現実に特定が行われた証拠もない、
- 原告らの回答内容や回答の有無について、市や管理職が関心を抱いたり、把握しようとした事情もない。
- よって回答しない原告との関係では、情報の収集等がなく、回答した原告との関係でも識別性がないので権利侵害なし。

◆ 長良川リンチ殺人報道事件(最判平成15年3月14日)

実名類似の仮名を使用して犯行態様や少年の経歴を記載した週刊誌の記事が、名誉毀損・プライバシー侵害にあたるかが争われた事件

判決

- 名誉毀損・プライバシー侵害を認めた原審を破棄・差し戻した
- 理由において、少年と面識があるなどする者は、本件記事が少年に関するものであることを推知することが可能であり、したがって、名誉毀損・プライバシー侵害を認めた原審はその限りでは是認できる、とした。(推知可能(識別可能)⇒プライバシー侵害)¹⁶

情報公開法・条例⇒個人識別性不要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条1号

第5条(行政文書の開示義務)

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 **個人に関する情報**(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は**特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。**

具体的には、

- 無記名の個人の著作物のように個人の財産権を害する情報
- カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報
 - ☛ 個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させる¹⁷ことは適当でないから。

情報公開法・条例⇒個人識別性不要

都道府県において同種の(まったく同じ)規定を有する情報公開条例が制定されており、そのこととの関係で、情報公開請求の可否をめぐる多くの裁判例がある。



◆神戸地判平成22年9月14日

兵庫県の情報公開条例には、まったく同じ規定がある。県が非公開とした処分の取消しを請求者が求めた事案

。



判決

- 個人の人格と密接に関わる情報については、当該個人のみが情報の流通をコントロールしてしかるべきである
- 以下については、個人識別性がなくとも公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものにあたる
 - ① 体罰を行った加害教員の反省・謝罪
 - ② 被害児童の保護者の発言のうちの心情の吐露等を示す情報
 - ③ 被害児童生徒の体罰後の心身の状況

裁判例と情報公開法は矛盾？

- プライバシー侵害の事案において、個人識別性の有無が権利侵害の程度に大きく影響することは明らか。



- 通常の場合では、「誰の情報か分からなければプライバシー侵害は生じない」といってよく、裁判例はこのレベルの話。



- それでは「どんな場合でも個人識別性がない限りプライバシー侵害は生じないのか」？



- 例外的に、カルテや反省文のように、「個人の人格と密接に関係する情報」については、たとえ個人識別性がなくとも、当該個人にその流通をコントロールさせるべき。この例外に関するルールが情報公開法。

個人情報保護法の課題と 法改正の動き

先生：

要するに権利侵害にも「個人識別性あるルート」(裁判所)と「個人識別性ないルート」(情報公開法)があるのです。改正の議論は、「まずは「個人識別性あるルート」を押さえよう」という方向になっています。

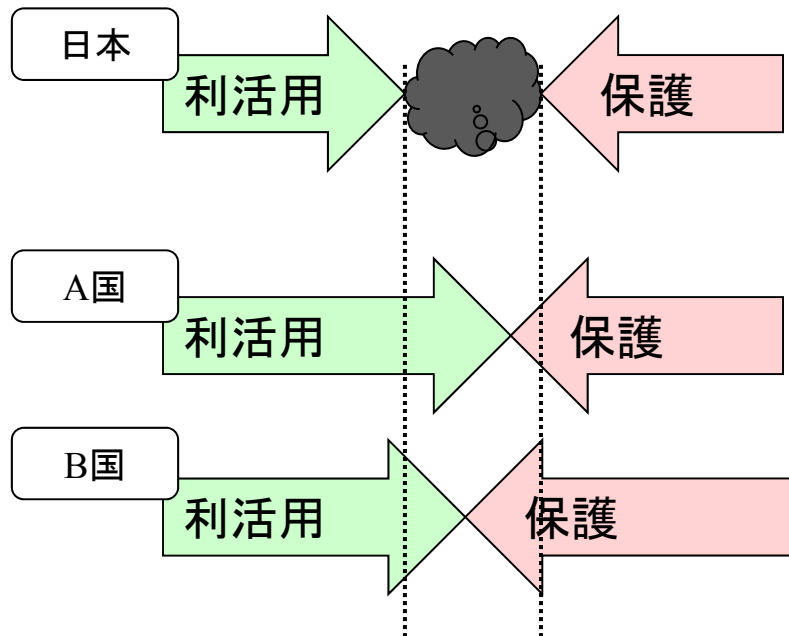
生徒：

ちなみに、個人識別性「ある」とか「ない」とか、はっきりわかるのでしょうか？

個人情報保護法の課題

不明確な規制範囲ー特に「個人識別性」

- 何が規制対象か、規制範囲がどこまでかはっきりしない。
- 企業は安全策をとりたければ「ボーダーのかなり手前」で立ち止まるしかない。



プライバシーとの関係がはっきりしない

- ブラックボックスの問題。個人情報保護法が「プライバシーを守る法」として性格づけられていないため、個人情報保護法を遵守したとしても、プライバシー侵害の有無は別途検討しなければいけない。
- プライバシー侵害のルールは裁判例の蓄積で専門的な本しかない…
- プライバシー侵害に関するルールが事業者にとって、ブラックボックスになっている。

蔓延するルールの誤解

よく見かけるものとしては・・・

- 「個人情報を使っておりませんので、ご安心ください。」
- 「匿名化しておりますので、ご安心ください。」
- 「消費者はプライバシーが心配だとする一方でソーシャルメディアに私的な情報を垂れ流している」(プライバシーパラドックス)
 - 出たくない情報を書いている人はいません
(出すべきでないことを書いている人はたくさんいるようですが・・・)。
- 「不快に感じたら直ちにプライバシー侵害では保護に際限がない」
- 「プライバシーは人によって異なるものである」
 - 裁判所の考える「一般人」基準で判断します。

パーソナルデータに関する検討会 による改正作業開始

- IT総合戦略本部は、本年6月に我が国の新たなIT戦略として「世界最先端IT国家創造宣言」を決議



- 「『ビッグデータ』のうち、特に利用価値が高いと期待されている、『パーソナルデータ』の取扱いについて、その利活用と個人情報・プライバシー保護の両立を可能とする事業環境整備を進める」(原文から表現を変えています)



- その具体的な進め方として、IT総合戦略本部自身により、「パーソナルデータに関する検討会」が設置された。




- 「パーソナルデータに関する検討会」は「技術ワーキンググループ」を設置して、改正に関する主要な課題について諮問。

法制度(検討会)から技術(WG)への質問

- 「パーソナルデータに関する検討会」は「技術ワーキンググループ」を設置して、改正に関する主要な課題について諮問。



1. 完全な(十分に安全な)匿名化(個人識別性をなくすこと)はどのようにすれば実現できますか？
2. 上の1. が難しいとしても、なんとか本人から同意をとらずに第三者提供することを認めたいのです。第三者提供の文脈での法制度的な補完をしてもいいのですが、許容されるレベルの匿名化の手法はありますか？
3. グレーゾーン解消のために、法の適用の対象範囲を「個人識別性のある情報」から拡大しようと思います。個人識別性がなくても個人識別性の可能性があるものを拡大対象にしようと考えているのですが、技術的観点から、「個人識別性の可能性」をどのように考えて、どのように拡大したらいいですか？



技術(WG)からの答え

1. 完全な(十分に安全な)匿名化？

⇒ データの性質・ユースケースを問わない完全な匿名化の手法はない。

2. 第三者提供の文脈での法制度的な補完をしてもいいのですが、許容されるレベルの匿名化の手法はありますか？

⇒ ユースケースが決まれば匿名化の手法を考えることはできる。

3. 技術的観点から、「個人識別性の可能性」をどのように考えて、どのように拡大したらいいですか？

⇒ 多量または多様な情報収集のキーとなるIDを対象としてはどうか

① パスポート番号、端末ID、汎用性のあるクッキーのような人または人が携帯する情報通信端末に付番されたID

② 顔認証データ、声紋・指紋、DNA等生体識別情報



改正の目玉

- 個人情報の拡大：
個人識別情報に加えて個人識別のおそれのあるID等を規制対象に
- 匿名化情報の流通：
匿名化した情報を本人の同意なく第三者提供可能に。匿名化の手法についてはマルチステークホルダープロセスで決める。
- 第三者機関：
第三者機関に法執行権限を委譲。日本版プライバシーコミッショナー設立
- グローバル化への対応

おわり